

とりもどそう、みんなのまち 安土町～主人公は町民です～

2012年5月12日

くまもと地域自治体研究所

副理事長 中島熙八郎

1. 「平成の大合併」とは何だったか

1-1. 市町村の成立

○1871 (M4) 廃藩置県 1871年大津県と長浜県→1872年 大津県が滋賀県に、長浜県が犬上県となり、その後両県が統合され、現在の滋賀県となる。

●1889 (M22) 市制・町村制→行政区としての市町村の誕生 (1万超)

その前に 1871 (M4) 学制 300戸に1小学校その小学校を維持する
(小・中・大学区) する体力を持った公共団体づくり

1-2. 昭和の大合併

○1953～1956 (S28～31) 明治以来最大規模の市町村合併を実施。

戦後の新憲法下、地方自治法に基づく自治体づくりがはじまる。

主たる目的の一つは新学制 (小6・中3・高3制) の中学校を維持する
体力を持った公共団体の成立にあったといわれている (ある意味、実質
的な根拠を持っていた) →3,472市町村に。

1-3. 平成の大合併の根拠は?

●「地方分権一括法」成立

国の権限を地方自治体に移行させる。国からの交付金・補助金を減額
する目的。 **団体自治**のみに目を向けた「自治論」

○未曾有の国・地方の借金

当時既に、800兆円の規模に。その主な要因は、輸出抑制・内需拡大というアメリカの圧力を受け、13年間に630兆円の公共工事を約束→建設国債、交付金で裏付けるとした地方の借金会計を奨励。

●そして「平成の大合併」

その性格は自治体リストラによる国（中央）から地方（自治体）への交付金・補助金の縮減（実際の効果は2兆円程度）。住民と行政の距離を隔てる実質的な**住民自治**の空洞化。その先に道州制。

※平成3～4年に地方交付税交付金の大幅カットの「兵糧攻め」による合併促進圧力。

※当初、3千数百あった自治体数を1,000にまで減らす目標を立て、さらに第二段階で300という目標を立てていたが、結果的には1,820（2006年4月）、2008年11月～2012年1月の間に1,719にとどまった。滋賀県では50市町村から19市町に。

2 近江八幡市からの分離独立は可能か、そしてその意味は

その方法は以下のようにになっている。

地方自治法第7条

市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2-1. 「合併」までの経緯

○「合併」までの近江八幡市は、1951～58年、特に「昭和の大合併」時に成立。今回の「平成の大合併」の時期（2004年度まで）には「合併」の動きは見られなかった。

- 一方、安土町は1954年、安土村と老蘇村とが合併して成立。翌年一部が五個荘町へ分離・編入された。「平成の大合併」に時期（2000～2004年）には、能登川町、五個荘町との3町合併による「安土市構想」での動きがあったが、断念。その後2005年、2008年の二度にわたって近江八幡市との合併の動きがあり、2009年7月31日総務省告示で「合併」が「確定」。

2-2.この「合併」はぎりぎりの「駆け込み合併」では？

- 1999年に「平成の大合併」のために改正された「合併特例法」は2004年度をもって再改正され、いわゆる「新合併特例法」となった。新法は2005.04.01～2010.03.31までの時限立法であり、安土町と近江八幡市との「合併」は全くの駆け込み合併ではなかったのか。

※新法では、従来の「合併特例債」（後年度に国が交付金の形で7割まで補填するというもの）、という特典はなく、「一本算定」までの猶予期間も短縮（10年+5年→7年+5年）される。従来なかったものとしては県が市町村合併構想を作成し、それらに基づいて知事が合併協議会設置を勧告するという内容が含まれる。

2-3.いくつかのハードル

- ①市議会での議決→②県議会での議決→③総務大臣→④独立自治体づくり

- 全ては住民の意思（民意）にかかっている。「合併」に関して、一度も住民の意見が確認されたことがない。

- むしろ住民の意思は、2010年3月14日の議会選挙結果、同16日の議会決議という歴史的事実にこそあらわされている。このことを風化さ

せず、これからの取組においても礎とすること。

- 新しい独立自治体づくりは決して容易なことではないが、「合併」からまだ、2年少々。豊富な自治体としての経験・人材が健在。

2-4. 「顔の見える自治体」、「住民の住民による住民のための自治体」づくりにこそ、真の意味がある。(2010年度安土町人口 12,101、同近江八幡市 81,730)

- 時間の経過は、往々にして「住めば都」的感覚に、人々を慣れさせることにもつながる。
- 「合併」による、様々な問題（公共料金の値上げや行政サービス・制度の後退など）を生活者の立場から声としてしっかり集めること。
- そのことを通して、住民の何らかの主体的な参加の輪を広げ、力を集め、8割・9割の「分離独立」の意思を獲得すること。
- 分離独立が最終目標ではなく、「住民の住民による住民のための自治体」づくりが最終目標となるような取組へと発展させること。

※「嫌」も立派な権利。

「合併派」は何かにつけて「何故独立するのか。その根拠は」などと求めてくる場合が多い。しかし、その説明は、基本的には不要。「嫌」、「N O」という意思は権利として立派に成立する。

- 20. 9 安土町と近江八幡市と竜王町に合併検討を提案→竜王町は断る
—— (富士谷市長の策略?)
- 20.11.12 安土大好き・みんなの会がハガキによる合併賛否の「世帯アンケート」を3600
所帯(38%)に送付 結果:合併反対 85%
↓
津村町長 結果を「受取拒否」した
- 21. 2.17 「住民投票条例」を求める署名活動
安土町選挙管理委員会審査有効 4015筆(41.4%)
- 4.14 津村町長が、町議会へ「必要なし」と提案し、議会は 5:4で否決

安土町の合併問題は「自治権を守る」戦いへ変化していった。

- 5.15 町長解職請求署名提出 有効数 3931筆(40.5%)
- 8.23 「町長解職請求の是非を問う」住民投票
(有権者数:9782人、投票者数:6973人(投票率:71.28%))

結果	解職賛成	4137票	対有権者数:42.6%
	解職反対	2787票	対有権者数:28.4%

 津村町長は、受けて立つ!と言ったが結局 出馬断念
- 10. 4 安土町長出直し選挙

結果	大林 ひろし	3643票
	大野 和也	2946票
- 10.23 新町長「住民投票条例」提案 →議会在5:4で否決
- 11.17 合併賛否を問う「アンケート予算」→議会在5:4で否決
- 11.24 「議会解散請求署名」提出→有効 3693筆(有権者数の37.3%)
- 12. 4 合併賛否を問う「アンケート予算」の修正案提出→議会在5:4で否決
- 22. 2.14 「議会解散の是非を問う」住民投票

結果	賛成	3044票
	反対	2586票
- 3. 4 議会が否決し続けたが、議員リコール中に、町長専決予算による18才以上の有権者対象に、
町による合併賛否アンケート実施

結果	合併反対	4158票(62.1%)
	合併賛成	2536票(37.9%)
- 3.14 議会議員出直し選挙実施

結果	合併反対議員	6名当選
	合併賛成議員	4名当選
- 3.16 新しい議会で「合併停止決議」が5:4で可決(別紙)→国、県、近江八幡市に同日提出

これは、画期的な住民運動の成果で、安土町民の意思が凝縮されたものです

正

近江八幡市との合併処分の停止を求める決議（案）

本日、安土町新議会は、町民の総意により近江八幡市との合併には反対であることをここに改めて表明し、合併処分の停止を求める。

平成21年^{6月15日}〇月、安土町民の意思は合併反対であるにもかかわらず、町長及び議会は民意を無視し、合併議決及び申請を強行した。

当時の合併手続き行為には、真に町民の意思を有しない重大な瑕疵があり、無効である。

このことは、全国に例を見ない町長解職請求及び議会解散請求における住民直接投票で町民の合併反対意思が示されたことで明白となった。

以上の状況を踏まえ、国及び滋賀県においては、合併手続きの続行により生ずる安土町民の回復困難な損害を避けるため、緊急措置として直ちに、近江八幡市と安土町との合併処분을停止するよう、強く求めるものである。

以上、決議する。

平成22年3月16日

安土町議会